

第 1 部 果樹農業の現状と振興方策

第1章 果樹農業の現状

第1節 果樹農業の地位

わが国の果樹農業は、限られた国土の中で傾斜地を有効利用する等、国土利用の面で重要な地位を占めている。また、果実は、国民の健康維持に欠かせないビタミン、ミネラル、食物繊維等各種の栄養成分や健康機能性成分の重要な供給源であり、国民の健康志向が高まる中で、これらに対する認識が高まっている。

このような中で、国内果樹農業をめぐる状況は、産地における果樹農業の担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、長期化する消費低迷による販売不振、特に若者の果物離れ等が進行し、国産果実の生産量は減少傾向をたどっている。このため、果樹産地等のアイデアを生かし、果実加工等の6次産業化の視点も加え、多様な消費者ニーズに対応した生産・販売活動の取組が重要である。

果樹農業の近年の動きを見ると、果樹栽培の農家数、面積とも継続的に減少しているが、従来大幅に

減少してきた農家数は、減少幅がやや小さくなっている。

平成27年の果樹栽培の農家数、面積は、22万戸、23万haで1戸あたり平均約1haの規模である。また、果樹栽培の農家数、面積が総農家数、全耕地面積に占める割合は、それぞれ16.7%、5.1%であり、前者は増加傾向に、後者は低下傾向にある。これは、果樹作では水田作のような担い手への集積が難しく、規模拡大が進んでいないためと考えられる。

果実の国内生産量は従来の400万トン台から300万トン前後に減少してきたが、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。

また、果実の産出額は、近年7,000億円台で横ばい傾向にあり、農業総産出額に占める割合は、9%前後で推移している（表1）。

表1 果樹農業の主要指標

項 目	12 年	17 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
果樹栽培農家戸数（千戸）	330	277	242	—	—	—	—	222
総農家数に 占める比率（%）	14.1	14.1	14.9	—	—	—	—	16.7
果樹栽培面積（千ha）	286	265	247	244	240	237	234	230
全耕地面積に 占める比率（%）	5.9	5.7	5.4	5.3	5.3	5.2	5.2	5.1
果実生産量（千トン）	3,847	3,703	2,960	2,954	3,062	3,035	3,108	2,945
果実産出額（億円）	8,107	7,274	7,494	7,430	7,471	7,588	7,628	7,838
農業総産出額に 占める比率（%）	8.9	8.5	9.2	9.0	8.8	9.0	9.1	8.9

資料：農林業センサス（販売農家）、耕地及び作付面積統計、食料需給表、生産農業所得統計

第2節 果実の需給動向

加工品を含む果実の総需要量（消費仕向量）は、平成13年の920万トン进行ピークに、その後はうんしゅうみかんの国内生産量の減少から大きく減少し、近年はほぼ横ばい傾向にあり、平成27年には740万トン程度となっている。うんしゅうみかんとりんごの内訳をみると、うんし

ゅうみかんはほぼ全てが国内生産であるが生産量は減少傾向にあり、りんごは相当量の輸入がある。りんごの輸入量は平成19年に90万トンまで増加し、この年、国内生産量を上回ったものの、平成20年以降は減少し、平成27年は60万トンを下回っている。（表2）

表2 果実の消費仕向け量の推移

（単位：千トン、％）

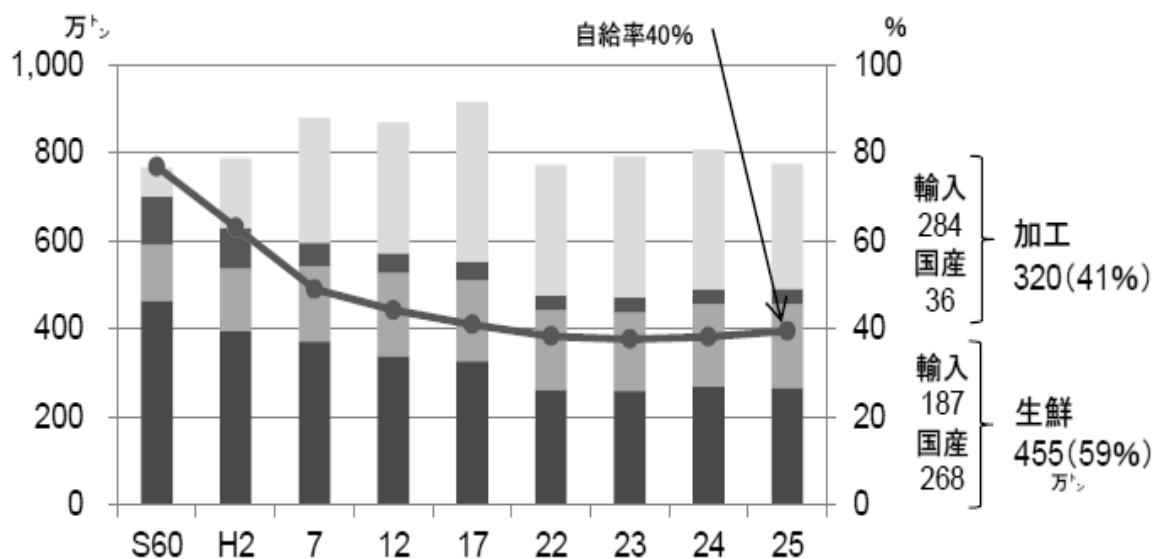
項 目	13 年	19 年	20 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
果 実 計	9,246	8,552	8,318	7,837	8,016	7,682	7,414	7,389
国内生産量	4,126	3,444	3,411	2,954	3,062	3,035	3,108	2,945
輸 入 量	5,151	5,162	4,889	4,960	5,007	4,711	4,368	4,509
果実の自給率	45	40	41	38	38	40	42	40
うんしゅうみかん	1,333	1,082	947	887	823	872	844	776
国内生産量	1,282	1,066	906	928	846	896	875	778
輸 入 量	3	0	0	1	1	1	1	1
りんご	1,607	1,796	1,699	1,255	1,449	1,341	1,466	1,367
国内生産量	931	840	911	655	794	742	816	812
輸 入 量	699	924	797	624	671	629	669	598

資料：農林水産省「食料需給表」

注：果実の採用品目は、うんしゅうみかん、りんご及びその他の果実19品目。

加工品は生鮮換算

図1 果実・果実加工品の国内生産量、輸入量の推移



資料：農林水産省「食料需給表」から園芸作物課で推計

果実加工品を含む総需要量のうち生鮮果実は、近年、6割を下回り、このうち国産品が約6割と過半を占めている。一方、果汁を中心とした果実加工品では輸入品が9割と大半を占めており、また、輸入品のうち果実加工品は約6割を占めている。

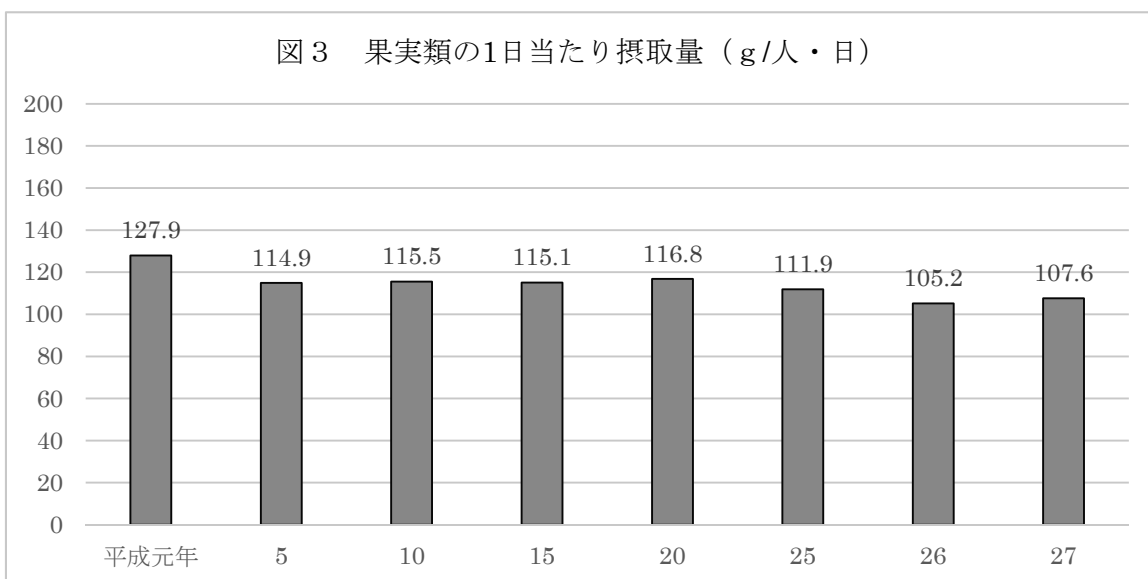
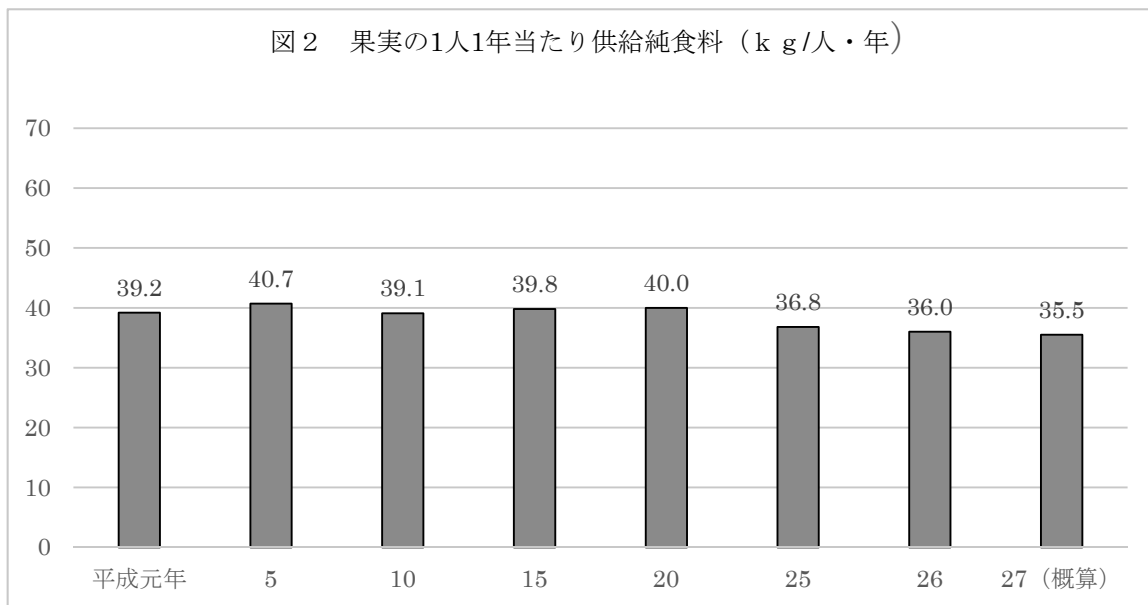
果実の自給率は、果汁を中心とする輸入加工品が増加したため低下傾向にあったが、近年は4割程度で横ばいで推移している（図1）。

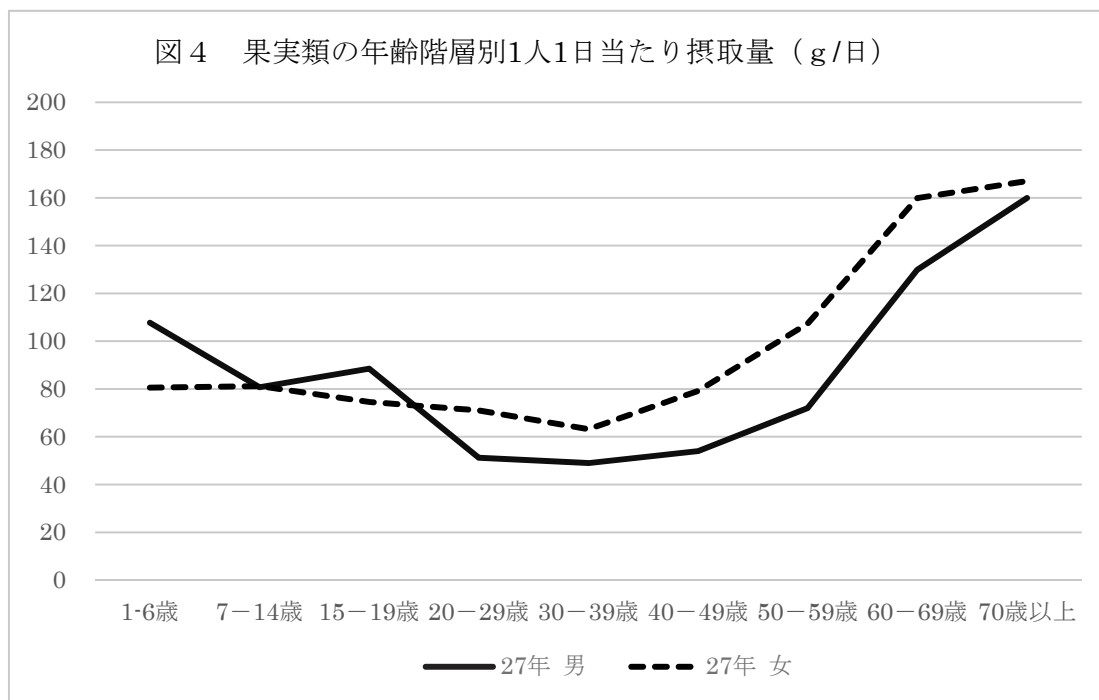
1. 果実の消費動向

果実の消費量は、近年ほぼ横ばい傾向にあり、農林水産省「食料需給表」による1人1年当た

り供給純食料は、年による変動はあるものの、40 kg弱程度（1日当たりで約100 g）で推移しており、「食事バランスガイド」等で勧められている1日200gの半分程度にとどまっている（図2）。

また、厚生労働省「国民健康・栄養調査」によると、果実類の1人1日あたりの摂取量は、約100グラムで近年は横ばい傾向にあり（図3）、これを年齢階層別にみると、20～40代の若年・働き盛り層を中心に摂取量は少なく、20代は60代の4割程度の摂取量となっている（図4）。





2. 果樹の生産動向

(1) 果樹生産の概況

果樹農業は、果樹園の多くが中山間傾斜地に立地しているため、生産基盤の整備が遅れている。これに加え、収穫やせん定など機械化が困難な作業が多く、労働時間も多く要することなどもあり、栽培面積は、依然として漸減傾向にある。平成28年の栽培面積は、22万7千haと、平成22年に比べ2万ha（8%）の減少、平成17年に比べては3万9千ha（15%）減少している。

主要果樹について、品目別に栽培面積の動向を見ると、パイナップルは平成25年を境に増加に転じているものの、他の果樹は減少傾向で推移している。特にみかん、日本なし、くりの減少が大きく、ももとおうとうの減少割合は小さい（表3）。

また、果樹の栽培面積の大きい県は、上位から順に青森県、和歌山県、愛媛県、長野県、熊

本県であるが、この5年間では、全ての都道府県で栽培面積が減少している。

近年の果実（中晩柑を除く主要品目計）の生産量は、平成13年の360万トンピークに100万トン近く減少している。その内訳を見ると、全体の3分の1を占めるみかんが引き続き減少しており、他の品目も横ばいないし微減で推移している（表4）。

果樹生産は、主に農業所得で生計を立てている主業農家によって担われているが、農家数の減少と高齢化が急速に進展しており、平成22年から平成27年の5年間に農業経営者数は13%減少し、60歳以上の割合は7.5ポイント上昇し7割となっている。また、経営規模も1ha未満の小規模な農家も多くいる（図5）。

営農類型別に農家の総所得を見てみると、果樹作経営農家における平成27年度の総所得は約451万円、農業所得は約208万円と野

菜・花き作農家に比べ低い水準となっている。
(図6)

また、果樹生産は収穫など機械化が困難な作業や、せん定など高度な技術が必要な作業

が多く、労働集約的であり、特にぶどう、日本なしの労働時間が長くなっている。また、せん定、摘果、収穫等の特定の時期に作業が集中している(図7)。

表3 果樹の栽培面積の推移

	(単位: ha)							
	17年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
みかん	54,800	48,900	48,000	47,200	46,300	45,400	44,600	43,800
その他かんきつ類	16,200	28,400	28,000	27,700	27,500	27,200	26,700	26,300
りんご	43,200	40,500	40,100	39,700	39,200	38,900	38,600	38,300
日本なし	15,900	14,400	14,200	13,800	13,500	13,200	12,800	12,500
西洋なし	1,940	1,760	1,680	1,660	1,650	1,630	1,580	1,570
かき	24,800	23,200	23,000	22,600	22,300	21,900	21,400	20,900
びわ	1,930	1,690	1,650	1,600	1,530	1,490	1,440	1,360
もも	11,300	10,900	10,800	10,700	10,700	10,600	10,600	10,500
すもも	3,360	3,180	3,160	3,150	3,110	3,080	3,050	3,010
おうとう	4,800	4,880	4,850	4,840	4,840	4,830	4,820	4,740
うめ	18,600	18,000	17,700	17,400	17,200	17,000	16,700	16,400
ぶどう	20,200	19,000	18,800	18,600	18,500	18,300	18,100	18,000
くり	24,800	22,500	22,100	21,700	21,200	20,800	20,300	19,800
パインアップル	605	537	522	515	477	493	530	540
キウイフルーツ	2,620	2,400	2,370	2,320	2,280	2,230	2,180	2,130
合計	265,400	246,900	243,500	240,300	237,000	233,800	230,200	226,700

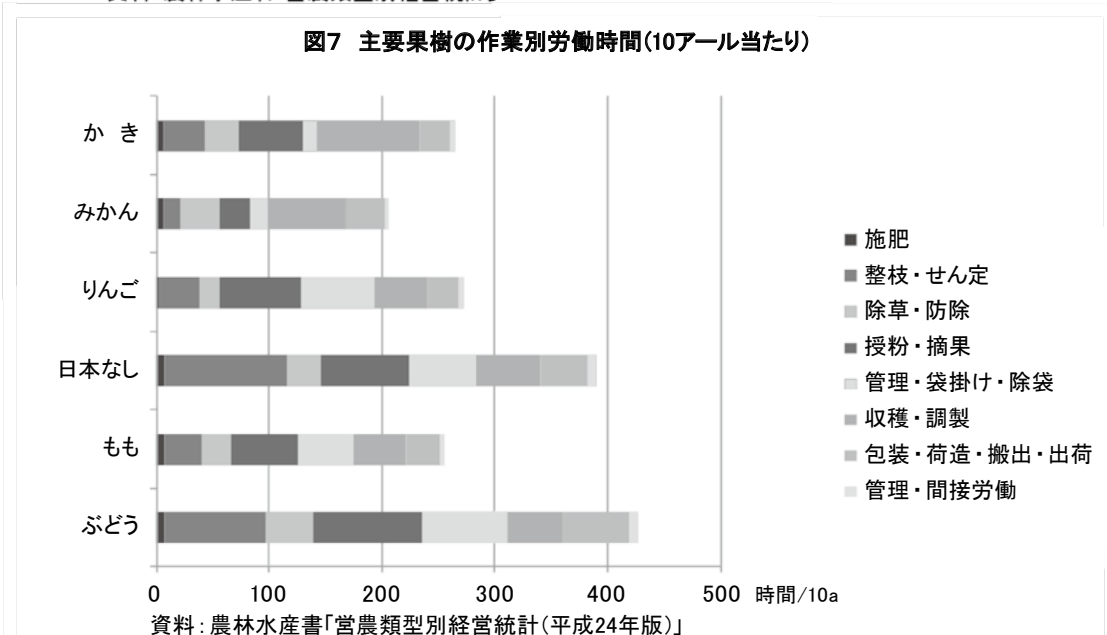
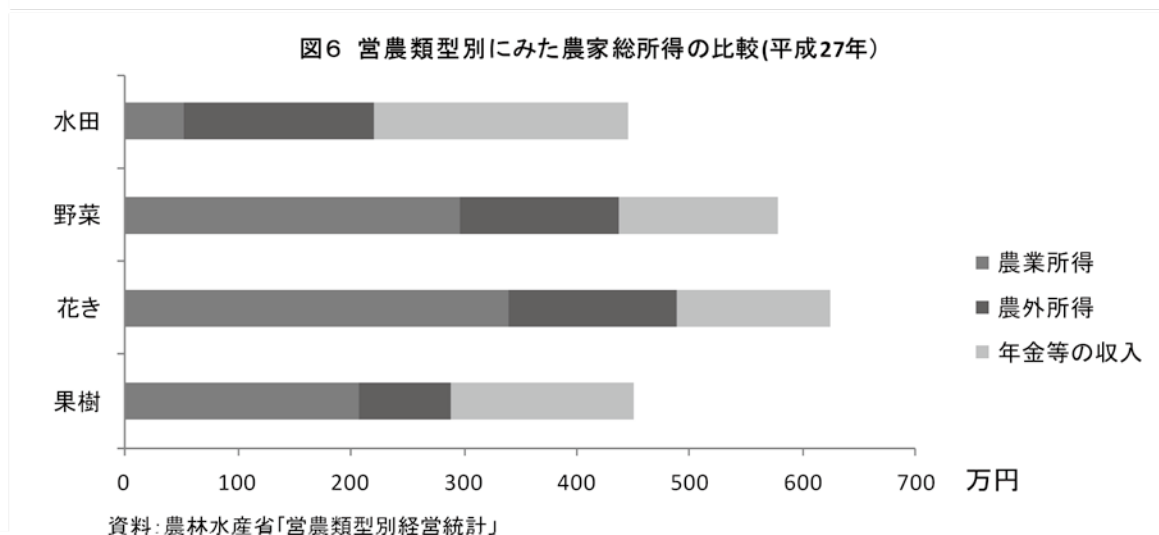
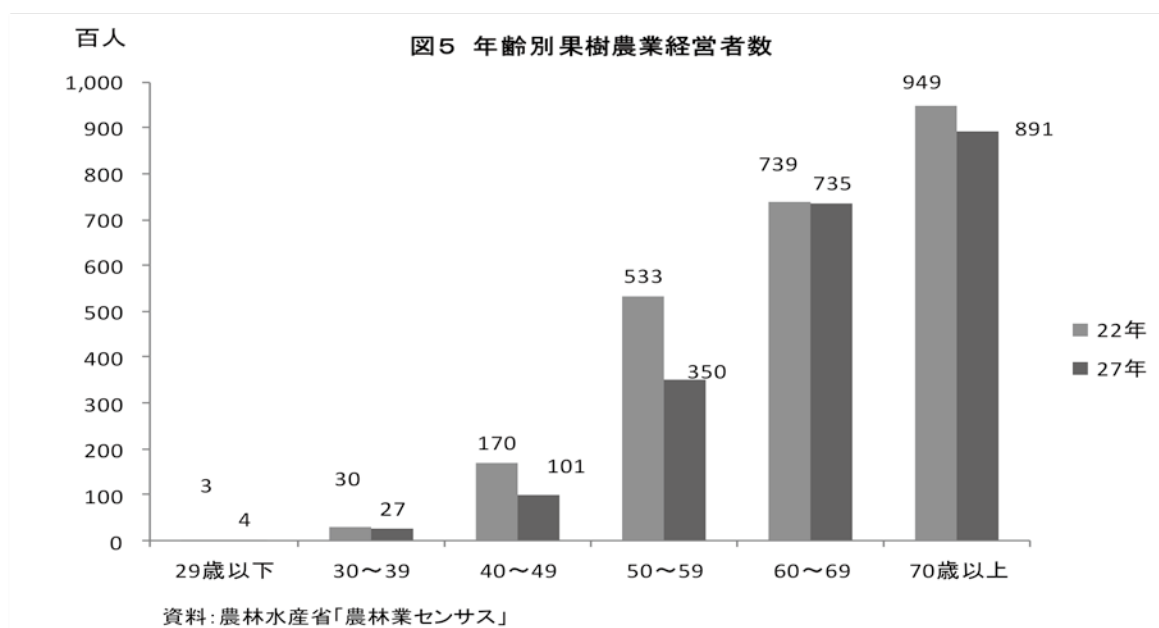
資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注:平成17年の合計はその他果樹を含む。

表4 果樹生産量(収穫量)の推移

	(単位: トン)							
	17年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
みかん	1,132,000	786,000	928,200	846,300	895,900	874,700	777,800	805,100
りんご	818,900	786,500	655,300	793,800	741,700	816,300	811,500	765,000
日本なし	362,400	258,700	286,200	275,400	267,200	270,700	247,300	247,100
西洋なし	32,300	26,200	26,600	23,600	27,200	24,400	29,200	31,000
かき	285,900	189,400	207,500	253,800	214,700	240,600	242,000	232,900
びわ	6,730	5,700	5,300	3,240	4,960	4,510	3,570	2,000
もも	174,000	136,700	139,800	135,200	124,700	137,000	121,900	127,300
すもも	26,800	20,900	22,500	22,300	21,800	22,300	21,300	23,000
おうとう	19,100	19,700	20,400	17,800	18,100	19,000	18,100	19,800
うめ	123,000	92,400	106,900	90,000	123,700	111,400	97,900	92,700
ぶどう	219,900	184,800	172,600	198,300	189,700	189,200	180,500	179,200
くり	21,800	23,500	19,100	20,900	21,000	21,400	16,300	16,500
パインアップル	10,400	8,780	6,350	6,260	6,590	7,130	7,660	7,770
キウイフルーツ	36,400	26,500	26,100	29,800	30,400	31,600	27,800	25,600
合計	3,270,000	2,566,000	2,623,000	2,717,000	2,688,000	2,770,000	2,603,000	2,575,000

資料:農林水産省 果樹生産出荷統計



(2) うんしゅうみかん及びその他のかんきつの生産の動き

うんしゅうみかんの栽培面積は、需給の不均衡を是正するため、昭和50年代以降、数次にわたる園地転換対策が実施されたことや、農家の高齢化等により、管理放棄園や老木園の廃園の増加などにより、近年減り続けており、平成28年の栽培面積は4万4千haで、ピークであった昭和48年(17万3千ha)の4分の1にまで減少した。また、ここ5年間では、約1割減少している。

また、生産量は、平成22年以降70～90万トン代で推移しており、表年と裏年の差も小さくなっている。平成28年は裏年でありながら、作柄の悪かった平成27年産に比べ4%増加し、80万5千トンとなった。

うんしゅうみかんの主産県は、和歌山県、愛媛県、静岡県の3県で、この3県で全国の約5割の生産シェアを占めている。

うんしゅうみかんの品種別生産量は、以前に見られた早生化への大幅なシフトは見られなくなり、早生みかんの割合は57%、極早生みかんは16%となっている。

また、ハウスみかんについて見ると、平成5年の1,430haをピークに減少が続き、平成28年には435haとピーク時の3割にまで減少している(表5)。

その他かんきつについては、品種の多様化が進むなかで、はるみ、せとか、肥の豊、紅まどんなどの新しい品種やシクワシャーの栽培面積が増加している(表6)。

(3) 落葉果樹の生産の動き

りんごの結果樹面積は長期にわたり減少傾向にあり、平成28年には3万7千haとなった。

また、りんごの生産量は、平成20年に91万トン目でまで回復した後、再び減少に転じ、平成23年には66万トンと初めて70万トンを下回ったが、その後は80万トン前後で推移し、平成28年は77万トンとなった。

都道府県別に見た収穫量割合は、青森県が約6割、長野県が約2割となっており、この2県で全国の約8割を占めている。

品種別に見ると、ふじが5割以上のシェアを占めており、次いでつがる、王林、ジョナゴールドの順となっている(表5)。

表5 みかん及びりんごの品種別生産量(収穫量)及び面積

(単位: 千トン、千ha)

	19年		24年		25年		26年		27年		28年	
	収穫量	面積	収穫量	面積	収穫量	面積	収穫量	面積	収穫量	面積	収穫量	面積
みかん	1,066	49.3	846	44.6	896	43.7	875	42.9	778	42.2	805	41.5
早生温州	628	28.1	494	25.3	518	24.8	515	24.4	462	23.9	456	23.4
極早生みかん	182	9.2	149	8.1	154	7.9	157	7.7	140	7.4	126	7.1
ハウスみかん	41	0.8	26	0.5	25	0.5	24	0.5	22	0.5	21	0.4
普通温州	438	21.3	352	19.3	378	18.9	360	18.6	316	18.3	349	18.1
りんご	840	39.9	794	37.4	742	37.2	816	37.1	812	37.0	765	36.8
ふじ	468	20.5	432	19.5	397	19.4	436	19.3	431	19.1	406	19.0
つがる	100	5.4	86	5.0	86	5.0	92	4.9	90	4.8	80	4.7
ジョナゴールド	75	3.5	59	2.8	51	2.7	57	2.7	56	2.6	55	2.6
王林	71	3.6	65	3.1	60	3.0	60	3.0	61	2.9	56	2.9

資料: 農林水産省「果樹生産出荷統計」

注: 面積は結果樹面積

省力化が可能なわい化栽培は、近年1万2千haで推移しているが、主産県におけるわい化栽培の普及状況には大きなばらつきが見られ、岩

手県は9割近くに達している一方、青森県では約2割、山形県、福島県では1割台に留まっている（表7）。

表6 近年品種登録された主なかんきつの面積の推移

品 種	栽培面積（ha）			品種登録年	主 産 県
	22年	24年	26年		
は る み	484	494	490	11年	愛媛、広島、静岡
せ と か	323	363	380	13年	愛媛、佐賀、和歌山
肥 の 豊	368	404	432	15年	熊本
は れ ひ め	135	142	138	16年	愛媛、広島、宮崎
せ と み	60	75	73	16年	山口
紅 ま ど ん な	72	127	193	17年	愛媛
甘 平	5	17	43	19年	愛媛
不 知 火	3,184	3,140	3,036		熊本、愛媛、和歌山
清 見	1,069	1,020	938		愛媛、和歌山、広島
シイクワシャー	218	378	419		沖縄、鹿児島
レ モ ン	490	486	477		広島、愛媛、和歌山
資料：特産果樹生産動態等調査					

表7 りんご主産県のわい性台木の普及状況

県 名	24年	25年	26年	26年りんご栽培面積	(単位:ha、%)	
					26年わい化率	
青 森	4,656	4,708	4,726	21,000	23	
岩 手	2,218	2,213	2,232	2,540	88	
秋 田	496	479	476	1,450	33	
山 形	277	278	281	2,370	12	
福 島	245	284	237	1,360	17	
長 野	3,772	3,711	3,703	7,900	47	
総 計	12,554	12,558	12,488	38,592	32	
資料：特産果樹生産動態等調査						

3. 果実の輸出入の動向

(1) 果実の輸入

近年、果実の輸入量は、平成24年の190万トン进行ピークにここ数年は減少傾向にあり、平成28年は168万トンであった。輸入品目のうちバナナが6割を占め、バナナの輸入量が生鮮果実全体の輸入量を左右してい

る。直近のバナナ輸入量が減少傾向にあるのは、主な輸入先であるフィリピンの生産事情によっている。

ここ数年の品目別推移を見ると、特徴的なことはグレープフルーツの輸入量が減少していることである。これは米国の生産量が減少していることが要因の一つと考えられる。平成25年までは輸入の第2位又は3位を占

めていたが、平成28年には5位まで落ち込んだ。代わりに、ここ数年大きく増えた品目は、キウイフルーツ、アボカド、ぶどうである。キウイはニュージーランドによる積極的な宣伝活動によるものと見られ、アボカドは食生活の健康志向に乗ったものと考えられる。ぶどうは南半球等から種無し品種の輸入が増加している（表8）。

農林水産省では諸外国からの植物検疫における輸入解除等の要請を受け、科学的・技術的検討を行っている。これまで、アルゼンチン産かんきつの一部、イタリア産かんきつの一部、トルコ産レモンが解除された。また、豪州産ぶどう3品種についても、低温処理を条件として解除された。さらに、チリ産おうとうについては、これまでくん蒸処理が要件とされていたが、指定地域で生果実調査等を行うことで輸入が解禁された（以上は平成26年2月）。その後、ペルー産のアボカド（平成27年6月）、ベトナム産のマンゴー（平成

27年9月）、タイ産のマンゴー（平成28年2月）が解除された。

一方、環太平洋経済連携協定（TPP）は平成25年7月から交渉に参加し、平成27年10月の大筋合意に至った。交渉の結果、果実及び加工品については、即時又は段階的に関税が撤廃されることとなったが、同時に、我が国の果樹産業に影響が生じるものがないよう、生産性向上等の支援策が講じられた。TPPは平成28年12月に国会で批准されたが、米国がTPP離脱を表明したため、今後の行方は現段階では見通せない。

EPA/FTAに関しては、新たに、平成24年3月にペルー、平成27年1月に豪州、平成28年6月にモンゴルとの間で協定が発効した。また、EUとは平成29年7月に大枠合意がなされた。さらに、現在、韓国、カナダ、コロンビア、トルコ等との間で交渉が継続中である。

表8 近年の果実（生鮮）の輸入量

品 目	(単位：千トン)									
	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
バ ナ ナ	971	1,093	1,253	1,109	1,064	1,086	975	946	959	957
パイナップル	166	144	144	143	153	174	181	166	151	143
オ レ ン ジ	86	98	94	110	115	130	112	84	84	102
キウイフルーツ	60	59	59	63	66	64	59	65	79	93
グレープフルーツ	213	184	179	175	160	151	127	109	101	83
ア ボ カ ド	27	24	30	45	37	58	60	58	58	74
レ モ ン	61	57	51	53	52	54	49	47	49	49
ぶ ど う	8	7	8	13	15	21	23	20	22	34
さ く ら ん ぼ	9	9	10	11	10	10	7	5	5	5
そ の 他	53	62	58	59	76	149	148	136	126	136
計	1,653	1,737	1,885	1,780	1,749	1,897	1,741	1,636	1,634	1,676

資料：財務省「貿易統計」

（2）果実の輸出

我が国の生鮮果実の輸出量は、平成14年の台湾のWTO加入等を契機として、台湾向けりんごを中心に増加してきた。最近の状況を

見ると、平成24年に前年を35%下回る落ち込みがあったが、これは青森県産りんごの不作による高値が一部影響したためである。その後は急速に拡大し、輸出量で見ると、平成

25 年は対前年比 78%増、26 年は同 21%増、27 年は同 31%増となっている。平成 28 年は数量では前年を下回ったが金額では上回った。これは主にりんごの輸出量が前年を下回ったためである。

輸出量を品目別に見ると、平成 28 年で、りんごが生鮮果実の 80%を占めている。主な輸出先は台湾、香港である。次いでみかんの輸出量が多いが、経年的には横ばいないし減少気味である。なしも一時減少したが、この 5 年間は増加傾向である。一方、もも、ぶどうはここ数年大幅に増加している。特にぶどうはシャインマスカット等の品種が海外で高い評価を得ている。かきについても増加傾向である(表 9)。

農林水産省では、平成 25 年 8 月に、農林水産物・食品の輸出額を平成 32 年までに 1 兆円規模に拡大するという目標（その後、平成 31 年に前倒し）に向け、青果物等の重点 8 品目ごとの目標額、重点輸出国・地域を定めた「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を策定した。また、輸出戦略に基づく取組の検証や、オールジャパンでの実効性ある輸出拡大に向けた取組体制について議論を行うため、農林水産物等輸出促進全国協議会の下に、輸出戦略実行委員会が設置され、重点品目ごとの「輸出拡大方針」が策定された。さらに、オールジャパンで輸出に取り組む品目別団体として、青果物に関しては、平成 27 年 5 月に日本青果物輸出促進協議会が

表 9 近年の果実（生鮮）の輸出状況

(単位：トン、百万円)

品 目		21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
りんご	数量	20,929	21,075	18,205	9,107	19,431	24,121	34,678	32,458
	金額	5,416	6,409	6,500	3,312	7,160	8,644	13,393	13,299
みかん	数量	2,648	2,227	2,582	2,424	2,830	3,288	2,550	1,870
	金額	355	345	376	363	536	723	609	539
な し	数量	1,683	702	574	1,042	1,246	1,017	1,394	1,472
	金額	679	358	298	498	606	538	721	807
も も	数量	514	494	280	439	578	899	1,150	1,308
	金額	461	453	259	380	576	828	1,086	1,203
ぶどう	数量	403	319	187	360	475	550	913	1,147
	金額	465	425	277	404	672	914	1,545	2,324
か き	数量	439	287	315	388	444	578	635	640
	金額	164	148	141	152	200	274	302	249
その他	数量	1,711	1,852	697	1,085	1,447	1,559	471	822
	金額	561	662	248	399	470	561	316	495
計	数量	28,326	26,956	22,840	14,845	26,451	32,012	41,791	39,717
	金額	8,102	8,801	8,098	5,508	10,220	12,482	17,972	18,916

資料：財務省「貿易統計」

設立された。その後、農林水産業・地域の活力創造本部の下に設置された農林水産業の輸出力強化ワーキンググループにおいて検討されていた「農林水産業の輸出強化戦略」が平成28年5月に取りまとめられた。

果実の特徴的な取組は以下の通りである。

- ① 台湾、香港のりんごなど既に富裕層に浸透している市場では比較的廉価な商品による中間層向けの取組の強化、タイ、ベトナムなど新興市場については富裕層向けにジャパンプランドの浸透を促進
- ② ぶどう、ももなど短時間で鮮度が低下する果物について、CA コンテナ、高電圧方式

の鮮度保持コンテナ、MA 包装等の鮮度維持技術の開発・導入及び共同輸送の促進等による出荷単位の大口化により、航空便から船便への転換を促進し、現地で販売価格を低下させ輸出を拡大

海外の植物検疫に対して輸出解禁や検疫条件緩和要請を行い実現したものは次の通りである。

- 豪州向けぶどう（平成26年12月）
- ベトナム向けりんご（平成27年9月）
- カナダ向けなし（平成28年8月）
- 同りんご（平成28年10月）
- ベトナム向けなし（平成29年1月）

第3節 果実の流通・価格動向

（1）うんしゅうみかんの価格動向

近年のうんしゅうみかんの卸売価格（東京都中央卸売市場）は、平成18年から平成26年のうら年で240円から315円、平成19年から平成27年のおもて年で193円から288円となっており、平成18年から平成22年の5年間はおもて年とうら年の価格差が大きかったが、最近5年間はおもて年とうら年の価格差があまりみられなくなっている（表10）。

平成24年産は、極早生みかんは着果量が多く出荷が前進し価格は前年産を大きく下回った。このため、10月下旬に緊急需給調整特別対策事業が実施され、その後の価格は平年並みに回復した。早生みかん以降は平年に比べ高値で推移したが、年明け以降は流通在庫が多かったことなどから、価格は平年を下回って推移した。

平成25年産はおもて年であったが、極早生みかんの出荷量は夏季の高温少雨により前年

並み、早生みかんも平年並みの出荷量となり、価格は平年並みから平年を上回って推移した。

平成26年産は、着果数が多く、果実の肥大もおおむね良好であり、出荷量が多く品質も良くなかったことから価格は低迷した。年末以降は、品質が向上し流通在庫も解消されたことから価格は平年並以上で推移した。

平成27年産は、着果数が少なく11月から12月の高温多雨の影響で腐敗果が発生したこと等から、おもて年であったが前年産を下回る収穫量となった。極早生みかん・早生みかんは高糖度で品質がよく平年を上回る価格で推移した。11月以降、浮皮果、腐敗果の発生により出荷量は落ち込んだが価格は高値基調で推移した。

平成28年産は、極早生みかん及び早生みかんは夏季の少雨により小玉果傾向で、出荷数量が少なく品質が良好であったため、価格は平年より3割程度高く推移した。1月以降も貯蔵も

表10 主要果実の卸売価格（東京都中央卸売市場計）											
											(単位：円/kg)
	品目	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
国	みかん	315	203	250	193	289	248	245	253	240	288
	ネーブルオレンジ	224	310	203	219	209	259	251	240	219	254
産	甘なつみかん	169	207	158	160	144	190	185	151	170	177
	いよかん	170	220	151	179	143	242	215	194	174	214
果	はっさく	158	193	144	162	143	215	196	159	161	178
	りんご	278	275	225	240	258	338	261	299	302	318
実	日本なし	307	318	235	240	333	264	306	278	282	307
	かき	269	257	222	216	340	286	212	277	249	245
	もも	479	471	427	422	482	405	455	477	469	526
	ぶどう	679	732	700	687	798	794	730	783	803	914
輸	バナナ	115	128	144	128	115	121	112	141	157	170
入	パインアップル	134	151	163	161	168	162	167	167	192	209
果	グレープフルーツ	178	160	148	140	144	140	144	145	164	182
実	オレンジ	182	235	165	168	168	162	162	176	215	237
	キウイフルーツ	419	432	453	409	407	400	447	415	445	451
資料：農林水産省「青果物卸売市場調査」、東京都中央卸売市場統計情報（年報・月報）											
注：みかん、りんごは当年8月～翌年7月、その他は暦年											

のの品質が良く、価格は堅調に推移した。

（2）りんごの価格動向

近年のりんごの卸売価格（東京都中央卸売市場）は、年による変動はあるものの近年微増傾向で推移している（表10）。

平成24年産は、前年産の残量が少ない中で早生種の出荷量が少なかったことから、10月上旬までは高値傾向で推移したが、その後、早生種と中生種がまとまって出荷されたことから、価格は平年を下回って推移した。

平成25年産は、開花の遅れにより果実の肥大が抑制される中で、10月までの早生種及び中生種の出荷量はほぼ平年並みとなり、価格はほぼ平年並みで推移した。晩生種は出荷量が減少し、価格は平年を上回って推移した。

平成26年産は、総じて着色、肥大とも良好で、作柄の悪かった前年産に比べ収穫量はかなり増加したが、10月の一時期に早生種と中生種の出荷が重なり価格が低下したものの、10月下旬以降は平年並み以上の価格に回復した。

平成27年産は、一部地域で強風による傷果の発生があったものの総じて自然災害の影響

も少なく、前年産並みの出荷量となったが、品質は良好で、価格は平年を上回って推移した。

平成28年産は、夏季の少雨等により小玉果傾向となり、出回り量が少なかったことから、年内の価格は平年より1～2割高く推移した。1月以降は、それまでの高価格の反動等から価格は低下傾向となった。

（3）その他の果実の価格動向

うんしゅうみかん以外のかんきつ類の価格は、以前はうんしゅうみかん同様隔年で高低を繰り返す傾向がみられたが、平成23年以降はそうした傾向があまりみられなくなっている。落葉果樹ではぶどうの価格上昇が目立ち、その他の果実は横ばいないしやや上昇傾向となっている。輸入果実の価格は近年概ね上昇傾向にある（表10）。

（4）果実の流通状況

生食用果実のうち、卸売市場を経由する割合は減少傾向で推移し、全体の約6割となっている（表11）。また、卸売市場での果実の取引方法のうち、せり取引は減少傾向で推移し、全体の8割強が相対取引となっている（表12）。

表 11 生食用果実の卸売市場経由率の推移

(単位：％)

	10 年度	15 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
青 果	74	69	63	65	62	60	59	60
うち生食用果実	86	77	69	68	67	66	64	63

資料：農林水産省食料産業局調べ

注：生食用果実は、園芸作物課で推計

表 12 中央卸売市場における果実の相対・せり取引の割合（金額ベース）

(単位：％)

	12 年	17 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
相 対	66.3	73.6	80.1	82.0	83.2	84.3	84.8	85.4
せり・入札	33.7	26.4	19.9	18.0	16.8	15.7	15.2	14.6

資料：農林水産省食料産業局調べ

注：相対取引には予約相対を含む。

第4節 果実加工の動向

（１）果実の加工仕向けの動向

主要な果実加工品である缶・びん詰め、ジャムの生産動向を見ると、缶・びん詰めは5万2千～5万6千トンで推移しており、ジャムは3万5千～3万8千トンで推移している。（表13）。

表13 果実の缶・ビン詰、ジャムの生産量					
				(内容量：トン)	
平成	23年	24年	25年	26年	27年
缶・ビン	51,892	54,760	54,331	55,934	53,342
ジャム	37,406	37,572	34,652	35,772	35,398

資料：(公社)日本缶詰びん詰レトルト食品協会より

国内生産果実では、うめ、パインアップル、ぶどう等、加工を前提に生産されているものもあるが、他の果実では、主に生食用を前提として生産されたもののうち、すそ物が加工用に仕向けられている。加工仕向け割合は、近年、うんしゅうみかん10%、りんご15%、ぶどう14%、もも12%となっている。また、

加工用原料価格は、くりやうめ等を除き生食用に比べ著しく安価となっており、生食と加工との価格差は、みかんで7倍から17倍、りんごで5倍と大きくなっている。（表14）

（２）果汁の動向

清涼飲料水の生産量は、炭酸飲料やミネラルウォーター等の増加もあって全体では増加傾向にあるが、果実飲料は伸び悩みの状況にある。

国内産の果汁の生産量のうち、うんしゅうみかんは、国内産全体の4割程度を占めていたが近年大きく減少し、平成27年には2割程度となっている。他方、りんごは、ほぼ横ばいで推移しており、平成27年には国内産全体の7割を占めている。（表15）。

果汁の輸入量は、近年減少傾向にある。輸入量の多いのは、オレンジ果汁及びりんご果

汁であり、両者で全体の８割程度を占めている（表 16）。

表14 主要果実の加工仕向け割合、価格

		(単位: %、円程度/kg)				
品目	割合		価格			
	生食向	加工向	生食用	果汁用	缶詰用	醸造用
うんしゅうみかん	90	10	167	10	25	－
りんご	85	15	174	35	－	－
日本なし	100	0	268	－	－	－
ぶどう	86	14	599	130	－	180
もも	88	12	344	10	100	－
パインアップル	60	40	105	－	30	－
うめ	38	62	220～250(生食用、梅干し用、梅酒用)			
くり	86	14	200～500(生食用、加工用)			
資料：園芸作物課調べ						
注：「生食用」は、産地から生鮮の状態で出荷されるものであり、必ずしも生鮮で食されるものを指すものではない。						

表 15 果汁の国内生産量

(単位：1/5 濃縮換算トン)

	平成17年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
うんしゅうみかん	11,976	4,215	8,694	5,434	5,920	7,117	4,736
なつみかん	152	196	210	203	204	169	140
その他柑橘	1,578	828	976	1,088	1,128	1,062	909
りんご	16,231	16,581	11,796	18,679	12,560	13,636	17,031
ぶどう	673	755	536	545	614	756	750
パインアップル	204	128	62	77	87	85	128
計	30,814	22,703	22,274	26,026	20,513	22,825	23,694

資料：農林水産省 園芸作物課調べ

表 16 果汁の輸入状況

(単位：1/5 濃縮換算トン)

	平成17年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
オレンジジュース	109,426	87,309	97,076	90,097	93,048	65,300	79,138
りんごジュース	126,302	94,796	100,944	107,124	104,799	106,855	95,496
ぶどうジュース	39,663	50,279	51,375	53,758	51,795	45,320	37,141
パインアップルジュース	13,523	10,730	11,923	9,743	7,809	9,977	7,811
計	288,914	243,114	261,318	260,722	257,451	227,452	219,586

資料：農林水産省 園芸作物課調べ

第2章 果樹農業をめぐる情勢の変化と対応

第1節 果樹農業振興基本方針の策定と果樹農業の方向

果樹農業振興基本方針は、果樹農業の振興を図るため、果実の消費、生産、輸出や流通・加工対策を推進するための施策の方向を示すものである。果樹農業振興特別措置法に基づき、農林水産大臣によって定められ、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）の見直しに合わせ概ね5年毎に見直しが行われている。

（1）基本計画

最新の基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき決定された4回目の基本計画となり、平成37年度を目標年度として、平成27年3月に策定された。

この新しい基本計画では、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として施策の改革を推進することを基本的な方針として掲げている。

食料自給率目標は実現可能性を考慮しカロリーベースで45%に設定しており、果実の生産努力目標は309万トン（現状301万トン）と定められている。

また、果樹について、加工用や海外向け等の需要に対応した生産・加工・流通の構造改革を進めるため、産地の戦略に基づく優良品目、優良品種の導入の加速化、カットフルーツ向け等の加工原料の安定的な生産供給体制の構築、園地集積等による低コスト生産、流通状況に応じた円滑な需給調整対策等を推進することとされている。

（2）基本方針

最新の果樹農業振興基本方針（以下「基本方針」という。）は、平成27年4月、上記の新たな基本計画に即して、平成37年度を目標年度として策定された。

新たな基本方針では、高齢化の進展や農地の荒廃、栽培面積の減少等果樹産地の生産基盤の脆弱化がみられる中で、新たに、産地間や異業種などとの「連携」という視点を取り入れた施策を展開することにより、所得向上に向けた果樹農業の好循環を生み出し、果樹産地の維持・発展を図ることを施策推進の基本的な視点としている。

消費面での対策としては、消費構造の変化に対応したサプライチェーンの構築、各世代の特性に応じた食育の取組の必要性や、果実加工品を活用した新需要の創出の重要性について指摘している。また、原料原産地表示への適切な対応や新たな機能性表示制度の活用等の推進についても言及している。

生産面での対策としては、所得向上を実現できる農業経営モデルや、若者が安心して就農するためのロードマップとして果樹経営のキャリア展望を策定するほか、果樹特有の課題に対応した園地集積や規模拡大等の対策を推進するとしている。また、落葉果樹の改植支援の定額化等による優良品目・品種への転換の加速化、新技術の普及の推進、産地間「連携」等によるブランド化、6次産業化への支援等を推進することとしている。

輸出面での対策としては、オールジャパン体制を構築し、「ジャパン・ブランド」の確立を通じて、輸出拡大を戦略的に推進することが重要だとして、輸出の加速化に向けた環境の整備を進めるとしている。

さらに、流通・加工面における対策として、生産・流通・加工・販売等の各段階の関係者が連携して果実の価値を高めながら消費者につないでいくバリューチェーンの構築を推進するなどとしている。

(参考)

現行の果樹農業振興基本方針（平成27年4月27日策定）の抜粋

第1 果樹農業の振興に関する基本的な事項

1 果樹農業をめぐる状況と基本的考え方

(1) 果樹農業をめぐる状況

(2) 果実の需給構造

(3) 果樹農業の振興に向けた基本的考え方

ア 果樹農業の好循環と「連携」の強化

果実は、古くは万葉集に 橘、桃等が詠まれ、また、食後に食べる「水菓子」と呼ばれるなど、日本人から身近な食品として親しまれてきた歴史がある。また、栄養面でも各種ビタミン、ミネラル及び食物繊維の摂取源として重要な食品であり、健康の維持・増進に役立つ機能性関与成分も含まれている。

その一方で、果実は、米や野菜等と異なり、必ずしも食生活に欠かせない必需品としては位置付けられておらず、その消費は菓子等との競合や消費者の収入の増減に左右されやすいとされている。したがって、果樹農業の振興のためには、生産現場での課題を解決する視点だけでなく、果実をめぐる生産・流通・加工・販売・消費・輸出等の各分野を含む全体を見渡す視点で、それらの分野ごとに、消費者・実需者のニーズを意識した施策を集中的に講じていく必要がある。

果樹農業者が消費者・実需者のニーズに合った果実を生産し、消費者からそれが高く評価され、所得の向上をもたらす。さらに、規模拡大や次世代への承継が円滑に進み、一層の高品質果実の生産が可能になり、広く農業・農村の所得向上につながっていくという、所得向上に向けた果樹農業の好循環を形成するための施策を講じていく必要がある。

さらに、今後の果樹農業の振興においては、「連携」という視点を明確に取り入れて推進する必要がある。すなわち、次に掲げるような「連携」に係る取組が必要であり、こうした「連携」という視点から新たな施策を講じていくことが重要である。

(ア) ブランド化、規模拡大、労働力の確保等の産地が一体となって取り組む産地内の「連携」の強化

(イ) 果実の消費・需要を拡大するための産地と消費地の「連携」の強化

(ウ) 高品質果実を周年的に安定供給するための産地間競争から産地間「連携」への移行

(エ) 生産・流通・加工・販売・消費・輸出等の各分野間の「連携」による、新たなバリューチェーン（付加価値網）やサプライチェーン（供給網）の構築

例えば、産地内の「連携」については、複数の品目を利用して長期間にわたって果実の生産・販売体制を構築していくことや、一定の品質基準に基づく高品質果実のブランド化、担い手の育成、作業受託組織の活用等の労働力確保に向けた取組を検討していく必要がある。さらに、農地の荒廃の進展、鳥獣被害等により、園地の維持管理が難しくなる中で、園地集積に関する話合い、鳥獣被害対策の講習会、共同活動等の推進を検討する必要がある。

産地と消費地の「連携」については、食の簡便化を反映した消費が進む中で、高品質な生鮮果実のみならず、簡便性の高いカットフルーツ等の果実加工品の需要にどのように対応していくのか、また、需要と供給の食い違いを起こさずに果実の一層の需要拡大をどのように図っていくのか等について検討していく必要がある。

また、産地間競争から産地間「連携」への移行については、産地間競争の結果として供給過剰による価格下落を招くのではなく、産地間「連携」を通じた安定供給をどのように図っていくのかを検討する必要がある。また、輸出促進においても、各産地が個別に輸出に取り組むことによる共倒れを回避するため、産地間「連携」を通じて「ジャパン・ブランド」をどのように形成していくのか等について検討していく必要がある。

さらに、各分野間の「連携」については、各

分野で生み出された果実やその加工品の価値・品質を消費者・実需者に伝えていくバリューチェーンを構築することが重要である。また、消費者・実需者の果実やその加工品に対する新たなニーズについて、生産者を始めとした関係者が受け止め、新たなサプライチェーンを構築することが重要である。

以上を踏まえ、果樹農業の好循環を形成し、新たな付加価値の創造につなげ、農業所得を向上させていくため、様々な「連携」を検討する必要がある。

イ 消費を的確に見据えた生産と産地側からの新需要創出の推進

果樹農業の好循環を形成するためには、消費・流通構造の変化に対応した生産を着実にやっていくことが重要である。そのためには、産地側は、幅広い消費者・実需者のニーズに対応した生産やきめ細かく多様な販路の確保を推進していく必要がある。

例えば、うんしゅうみかんについては、昭和54年産では350万トンの生産量があったが、平成25年産の生産量は90万トンにまで減少している。今後も人口減少や消費の多様化等により国内需要の縮小が見込まれる中で、「生産すれば買ってくれるはず」、「良いものは売れるはず」という意識から脱却し、産地側から新需要を創出していくことが重要である。

2 消費面での対策の推進

- (1) 消費構造等の変化に対応した施策の推進
- (2) 対象を明確化した消費・需要拡大対策の推進
- (3) 食育の一層の推進
- (4) 果実加工品等を活用した新需要の創出
- (5) 加工食品の原料原産地表示等の食品表示制度への適切な対応

3 生産面での対策の推進

- (1) 果樹経営の発展に向けた対策の推進
 - ア 農業経営モデルの策定及び普及の推進
 - イ 果樹経営のキャリア展望の策定及びその普及の推進

ウ 次世代への承継に関する対策の推進

エ 園地集積・規模拡大対策の推進

オ 労働力の確保に向けた対策の推進

カ 荒廃農地対策の推進

キ 果樹共済等のセーフティネット措置の推進

(2) 新品種・新技術の開発・普及

ア 優良品目・品種への転換の推進

果樹産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図る観点から、消費者ニーズに対応した優良品目・品種への転換や高品質化を加速させるため、平成19年度から実施してきた改植等に対する支援（果樹経営支援対策事業）に加え、平成23年度からは、未収益期間における苗木の養成経費に対する支援（果樹未収益期間支援事業）を講じてきたところである。

これらの事業は、平成26年度で終期を迎えたが、同事業を通じて高品質果実が安定供給される産地が育成・確保されるなどの成果を挙げており、生産現場からは、果樹対策の基幹事業と位置付けられるとの声が強く、平成27年度以降も引き続き実施することとしている。

果樹経営支援対策事業の改植支援においては、運用の見直しにより、落葉果樹等の改植支援の定額化、同一品種の改植、新植支援等の充実・強化を図ることとし、具体的には、かんきつ類・りんご以外の主要落葉果樹等の改植についても定額で支援するとともに、同一品種の優良系統（例えば、りんご「ふじ」の着色系統、しらぬひ（デコボン）の弱毒ウイルス接種系統）を改植支援の対象に追加するほか、産地が特に規模拡大を志向する新品種の新植を一定の要件の下で支援する。

改植支援については、台風、大雪等の自然災害により倒木や枝折れ等の被害を受けた果樹園の復旧支援策としても機能していることから、被害果樹については同一品種の改植を可能とするなど、産地の実情に応じた運用により、速やかな果樹産地の再生を支援する。

また、新品種の母樹管理から苗木の生産・販売に至る優良種苗の安定供給体制を整備することとし、苗木生産に必要な穂木の配布用母樹の

育成・維持体制の整備に対する支援や未収益期間を短縮できる大苗育苗に対する支援等を行う。

さらに、改植支援と併せて、引き続き、生産性向上に向けた小規模園地整備（園内道整備、園地傾斜緩和、土壌土層の改良、かん水施設の設置、モノレールの設置等）を行う。

なお、園地整備においては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構近畿中国四国農業研究センターにより、傾斜地の園地等において効率的に園内道路やモノレール等の路線配置を可能とする設計システム等が開発されたところであり、これらの利活用を推進する。

落葉果樹では、他品種の花粉を受粉しないと結実しない自家不和合性の性質を持つ品目が多いため、受粉樹や雄木を一定割合で植えるなどにより花粉の確保を図っている。しかしながら、担い手不足が続く中で産地内で花粉を十分に確保できず、一部の産地では輸入花粉に依存せざるを得ない状態となっている。

輸入花粉については、輸出国の天候不順、病害発生等により輸入量が変動しやすいが、年に一回しか開花しない果樹の特性上、大幅に輸入量が減少する事態となっても他産地からの速やかな確保は困難である。

このため、花粉の安定確保が図られるよう、果樹農業者においても受粉樹や雄木の新植・改植により花粉の確保に努めるとともに、農業者団体等が専用園地を設置して花粉採取を円滑に行える環境を整備する。

新品種の育成については、果樹は永年性作物であり、その育種に長期間を要することから、あらかじめ、長期的展望に立った育種目標や開発計画を策定することが重要である。また、近年の果実の販売戦略においては、品種特性や品種名をアピールする傾向が強くなっており、各試験研究機関では新品種の育成が加速している。今後は、類似品種の育成、これに投じる研究資源・労力の重複及び育種の効率性の低さを是正するための仕組みづくりが必要である。

このため、加工業者等の実需者、流通関係者、生産者、生産出荷団体、行政機関、普及組織、

試験研究機関等からなる協議会を創設し、品種の開発・普及や改植等の成果目標を設定し、役割分担を決めて加速的に優良品種への転換を行う環境整備を図ることで、品種開発の目標とする特質・特性について共通認識を形成するとともに、産地と実需者の仲介及び栽培技術の確立・普及を推進する。

イ 新技術の開発・普及の推進

ウ ブランド化の一層の推進

（３）最近の流通・消費事情に合った需給調整対策の円滑な推進

（４）新たな分野の進出に向けた支援の推進（６次産業化への支援）

（５）鳥獣被害対策、地球温暖化、病害虫への対応の一層の推進

４ 輸出面での対策の推進

（１）戦略的な輸出対策の推進

（２）輸出の加速化に向けた環境整備の推進

第２ 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標

（次ページに「政令指定品目の目標」を掲載）

第３ 栽培に適する自然的条件に関する基準

第４ 近代的な果樹園経営の基本的指標

第５ 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

１ 果実の流通面における対策の推進

（１）生産者による流通販売戦略の策定

（２）バリューチェーンの構築の推進

（３）果実流通の高度化の推進

２ 果実の加工面における対策の推進

（１）加工・業務用国産果実生産・流通方針の策定

（２）加工原材料の安定確保の推進

（３）果実加工分野への進出の推進

第6 その他必要な事項

2 東日本大震災の被災地における食品の信頼確保のための取組

1 燃油等の資材価格の高騰に対応した取組の推進

政令指定品目の目標

	生産数量（千 t）		面積（ha）	
	平成 25 年度	平成 37 年度 目標	平成 25 年度	平成 37 年度 目標
うんしゅうみかん	896	802	46,300	39,900
その他かんきつ	299	330	27,500	27,500
りんご	742	797	39,200	38,300
ぶどう	190	212	18,500	18,300
なし	294	298	15,150	13,324
もも	125	157	10,700	10,700
おうとう	18	18	4,840	4,830
びわ	5	4	1,530	1,346
かき	215	246	22,300	22,300
くり	21	19	21,200	18,645
うめ	124	115	17,200	17,200
すもも	22	25	3,110	3,110
キウイフルーツ	30	26	2,280	2,005
パインアップル	7	6	477	420
計	2,988	3,055	230,287	217,880

<参考> 政令指定品目以外の果実分を加えた果実全体の目標

	生産数量（千 t）		面積（ha）	
	平成 25 年度	平成 37 年度 目標	平成 25 年度	平成 37 年度 目標
政令指定品目以外	23	34	6,713	8,120
計	3,010	3,090	237,000	226,000

第2節 果樹対策の推進

1 果樹農業好循環形成総合対策の推進

果樹対策については、平成19年度から、優良品目・品種への転換を図るため改植等を支援する果樹経営支援対策事業を開始し、平成23年度からは改植後の未収益期間における農薬・肥料代等の一部を支援する未収益期間支援対策事業を追加して実施している。平成23年度からは茶の改植支援等も開始されたことから、「果樹・茶支援対策事業」として5か年間推進されてきたが、平成27年度は果樹単独の「果実等生産出荷安定対策事業」に変更された。協会創立以来実施してきた加工原料用果実価格安定制度は平成26年度をもって廃止となった(道県基金協会における生産者補給金の最終交付は平成28年度)。

平成28年度には、新たな果樹農業振興基本方針の方向性に即して、果樹農業の所得向上に向けた好循環を生み出すため、生産、流通、加工、販売、消費等の関係者の「連携」による一気通貫した取組を支援することとし、事業名も「果実等生産出荷安定対策事業」から「果樹農業好循環形成総合対策事業」に変更された。事業内容も、生産面の対策では、産地協議会と農地中間管理機構との連携を強化し機構を活用した改植や小規模園地整備を推進するほか、改植や未収益期間の支援単価や、需給調整対策の補給金単価を引き上げた。加工流通面では、加工用果実の安定生産に資する作柄安定技術の導入を、輸出面では、海外への海上輸送体制を確立するための実証、鮮度保持技術・輸送用資材の開発実証等を新たに実施することとされた。

2 果樹対策の体系

(1) 果樹産地の強化

果樹産地の構造を改革し、競争力のある産地を構築するため、産地自らが産地の特性や意向を踏まえ、目指すべき具体的な目標とそれを実現するための戦略を内容とする「果樹産地構造

改革計画」(以下「産地計画」という。)を策定し、各産地の特長を生かした果樹生産を推進している。

産地計画に基づき、目指すべき産地の実現に向けて、優良品目・品種への転換、小規模な園地整備等生産基盤の改善に取り組む担い手や、大苗育苗ほの設置、新技術の導入・普及等生産構造の改革に取り組む産地を支援するため、果樹経営支援対策事業を実施しているほか、改植後の未収益期間における育成経費を支援するため、果樹未収益期間支援事業を実施している。

この2つの事業は、事業発足以来、当協会が実施しているが、平成27年度からは農林水産省の事業実施主体公募に応募して採択され実施しているものである。

それ以外にも、園芸作物の安定供給体制の確保や園芸産地の収益力の向上を図るため、強い農業づくり交付金により、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設の整備等が支援されている。

また、平成27年度補正予算及び平成28年度補正予算で措置された産地パワーアップ事業では、地域の営農戦略「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を総合的に支援することとされ、一定の要件の下、同一品種の改植や省力化機械の導入、資材の導入等も支援対象とされている。

このほか、花粉等園芸資材の過度の海外依存から脱却するため、花粉等の安定確保システムの構築等が支援されている(産地リスク軽減技術総合対策事業)。

(2) 果実の需給安定対策

果実の需給安定と果樹農家の経営安定を図るため、永年性作物である果樹の特質を踏まえた需給安定対策が実施されている。これは当協会が果樹農業振興特別措置法に基づく指定法人として実施する事業である。

① 果実計画生産推進事業

年により生産量や価格変動の大きいうんしゅ

うみかんとりんごの需要に見合った計画的な生産出荷を促進するため、生産出荷目標に基づく計画的生産出荷に向けて産地に対する指導等を実施した生産出荷団体に補給金を交付する道県基金協会に補助している。

② 緊急需給調整特別対策事業

計画的生産出荷への取組を的確に実施したにもかかわらず、一時的な出荷集中により価格が低下した場合等に、生食用果実を緊急に加工用に仕向けるために必要な経費について、生産出荷団体に対して補給金を交付する道県基金協会に補助している。

①②のほか、災害で傷ついた果実等の有効利用促進や過剰な果汁の調整保管等への支援も実施している。

（3）果実流通加工・輸出対策

果実の需要に即した流通及び加工の推進や戦略的な輸出の拡大を図るため、以下の事業について助成している。これらの事業も当協会が果樹農業振興特別措置法に基づく指定法人として実施するものである。

① 国産果実需要適応型取引手法実証事業

果実の生産・流通実態を踏まえ、生産者と取引先との間で生産者が再生産価格を確保しうる合理的な価格形成を促進するため、国産果実の需要に適応した契約取引等による計画的な取引手法の実証を行うもので、当協会が生産出荷団体等の事業実施者に補助金を交付している。

（本事業は、平成28年度に、果実加工需要対応産地育成事業の加工専用果実流通体制確立支援事業とともに、果実加工需要対応産地強化事業の加工原料安定供給連携体制構築事業として組替統合された。）

② 果実加工需要対応産地を育成・強化する事業

ア 国産果実を原料とした加工品について、新たな加工・業務用需要への対応を図るため、消費者のニーズをとらえた果実加工品の試作、当該加工品の原料価格を想定した低コスト・省力化栽培技術の実証等の取組を行っている事業者には補助金を交付している。また、事業成果の報

告会及び加工・業務用需要に対応する産地育成のための交流会に出展している。

イ 長期取引契約に基づき出荷される加工原料用果実について、品質等による価格を設け、高品質な加工原料用果実の価格引上げに取り組む果実加工事業者等が加工原料用果実生産者に対し、品質向上促進費等を交付する経費を補助している。

ウ 生食用から加工用への抛出額等の取り決めがされた加工原料用果実の安定出荷システムを構築し、加工原料用果実を長期取引契約に基づき安定的に出荷するため、生産出荷団体等が加工原料用果実生産者に対し産地安定出荷促進費等を交付する経費を補助している。

エ 国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、部門別経営分析及び需要調査の実施、過剰な搾汁設備の廃棄、高品質果汁製造設備の導入、新製品・新技術の開発促進等を行う果実の生産出荷団体等に対して補助金を交付する道県基金協会に補助している。

オ 長期取引契約に基づく加工原料用果実の取引に際し、平均取引価格が再生産価格を下回った場合に差額を補てんするための交付準備金の造成に補助していた。当協会創立以来実施してきた事業であるが、平成26年度をもって補助金の交付を終了した（道県基金協会による生産者補給金の最終交付は平成28年度）。

③ 果実輸出支援強化事業

海外への果実の海上輸送体制の確立に向けた実証や長時間輸送に適した鮮度保持技術・輸送用資材等の開発・実証を支援するものであり、28年度から新たに実施することとなった事業である。

（4）果実等の消費拡大対策

果物の消費拡大と普及啓発を行う「毎日くだもの200グラム運動」については、平成24年度は、公募事業の食育実践活動推進事業に「うるおいのある食生活推進協議会」として応募し採択されたことから、食事バランスガイドの普及啓発と果物の摂取増進を推進する事業として実施した。平成25年度以降は、中央果実協会とし

て、食育セミナーの開催、メールマガジンの隔週発行、農林水産祭「実りのフェスティバル」などのイベントへの参加、専用ホームページの運営に取り組んでいる。

（５）調査研究事業

我が国果樹産業の振興を図るため、国内外の果樹農業に関する情報の収集提供を実施している。この事業も、平成 27 年度からは農林水産省の事業実施主体公募に応募して採択され実施している。

具体的には、今後の果樹産地の発展に資するため、学識経験者等による検討会と統計調査や優良事例の分析等により、果樹農業のあるべき姿を明らかにして対応策を検討するとともに、優良な果樹経営の事例を収集し、表彰している。

また、果実の加工流通消費に関する調査・分析及び海外の果実等に関する情報の収集・提供等を行っている。

3 TPP 関連対策の実施

平成 27 年 10 月に環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の大筋合意がなされた。果樹については、関税の即時撤廃となる品目等があるが、輸入品との差別化が図られている品目が多く、直ちに大きな影響が生ずるわけではないと見込まれたものの、長期的には価格の低下等も懸念された。

このため、「総合的な TPP 関連政策大綱」が策定され、平成 27 年度補正予算が編成された際、果樹についても、以下の方策が講じられた。

① 産地パワーアップ事業

地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づき、意欲ある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組をすべての作物を対象として総合的に支援する事業である。

果樹にあつては、樹園地の若返りのための競争力のある同一品種の改植や、高品質な果実の安定生産につながる資材の導入、省力化機械の導入等への支援が可能とされている。

② 青果物輸出特別支援事業

青果物の輸出拡大のため、輸出先国の植物検疫条件を満たすのに必要な殺菌処理機材の整備等国内生産出荷体制の構築や、輸出先国におけるコールドチェーンの確立等を支援する事業である。

③ 外食産業等と連携した需要拡大対策事業

国産農林水産物の需要フロンティアの開拓を図るため、産地と外食産業等の連携により国産農林水産物を活用した新商品の開発等を支援する事業である。

①～③のうち、当協会は、③の事業実施主体公募に応募し野菜を含めた青果物を対象とした事業の実施主体として農林水産省に採択された。

なお、これらの事業は、平成 28 年度補正予算においても財源措置が講じられている。